

手配旅行条件書・海外（要約）*必ずお読みください

1 手配旅行契約

株式会社 郡中トラベル（以下、当社といいます）は、お客様のご依頼により「手配旅行契約」を締結いたします。「手配旅行契約」とは、当社がお客様のご依頼により、お客様が運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

●企画手配旅行

当社はおお客様のご依頼により「企画手配旅行契約」を締結いたします。

「企画手配旅行契約」とは手配旅行契約のうち、当社がお客様から企画及び手配に対する旅行業務取扱料金を収受することを約し、お客様の委託により、旅行に関する企画を行い、旅行者が当該企画に従った旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けるものをいいます。

●旅行代金

当社は「手配旅行契約」を締結したお客様に対し、旅行サービスの手配にあたり、運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービスなどの旅行費用のほか、当社所定の手配にかかわる取扱料金をお支払いいただきます。また、「企画手配旅行契約」を締結したお客様には下記の取扱料金をお支払いいただきます。

《取扱料金を》日本発着以外の航空券、宿泊、ガイド、送迎サービス、レンタ・カー、レストランなどの旅行サービスの手配については1件につき2,000円（税別）の取扱料金を申しあげます。

《企画料金を》旅行費用の20%以内。旅行代金とは、上記の旅行費用、取扱料金を含むものをいいます。

2 旅行契約のお申し込みと契約の成立

金額のお申込み金とともにご提出いただきます。旅行契約はお申込み金の受領をもって成立とするものとしますが、お申込み金のお支払いがなくとも、予約の「ご案内書」（または手配明細書）の交付をもって旅行契約の成立とすることがあります。

3 手配債務の終了

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。なお、満員、休業、条件不相当の事由により、運送、宿泊機関等との間で、旅行サービスの提供をする契約を締結できない場合でも、当社がその義務を果たしたときは、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金をお客様にご負担いただく場合があります。

4 旅行代金の変更

当社は、旅行開始前において、運送、宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5 お客様による契約の変更及び解除

お客様のお申出により旅行内容を変更または取り消す場合は、すでに手配を完了した運送、宿泊、その他旅行サービス機関への取消料、違約料、その他変更にあつた費用、及び変更手数料を下記の表に基づきお支払いいただきます。なお、主催旅行契約部分についてのお取消しに関しては、主催旅行条件書によるお取消料が別途かかります。

●変更/取消手数料

当社は、手配完了後の航空機、ホテル、その他旅行サービスの変更・取消について、手配事項1件につき2,000円（税別）の変更/取消手数料を申しあげます。予めご了承ください。

●変更/取消料金を

上記の手数料の他、以下の変更/取消料金が必要となりますので、予めご了承ください。発券後の変更不可能なものは、お取消扱いとなります。

航空券

旅行開始日の前日から起算して	変更料（1件につき）	取消料（1件につき）
21日前から8日前まで	3,000円	5,000円
7日前から当日まで	旅行代金の50%	旅行代金の50%
ご旅行開始後	旅行代金の100%	旅行代金の100%
（但し発券後は上記期日に関わらず）	（20,000円）	（20,000円）

地上手配

変更/取消日	変更料（1件につき）	取消料（1件につき）
宿泊・当該サービスの5日前まで	3,000円	5,000円
宿泊・当該サービスの4～2日前まで	宿泊：50% その他のサービス：50%	宿泊：50% その他のサービス：50%
前日から当日	宿泊：全額 その他のサービス：全額	宿泊：全額 その他のサービス：全額

※変更/取消の受付は、土・日・祝日を除く営業時間内とさせていただきます

6 当社による旅行契約の解除

1. 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

- (1) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき
- (2) 変更／取消料金

上記の手数料の他、以下の変更／取消料金が必要となりますので、予めご了承ください。発券後の変更不可能なものは、お取消扱いとなります。

2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

●当社の責に帰すべき事由による解除

1. お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。
3. 前項の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

●当社の責任

- (1) 当社の責に帰すべき事由により、旅行サービスの手配が不可能となった場合、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、お客様には、既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い又はこれから支払わなければならない費用をご負担いただきます。但し、このことはお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
- (2) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合で、お客様から損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、手荷物に生じた損害については本項前段の規定に拘らず、損害の発生の日から起算して、国内旅行は14日以内、海外旅行は21日以内に当社に通知があったときに限り、1旅行1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。
- (3) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

●お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様にその損害を賠償していただきます。

●企画手配旅行契約により旅行中の損害の賠償（特別補償）

当社は、特別補償規程に基づき、企画手配旅行契約を締結したお客様が、旅行参加中、当社の故意又は過失のあるなしに拘らず、身体に一定の損害を被った場合、補償金及び見舞金をお支払いいたします。但し、手荷物に係る損害についてはお支払いいたしません。

●約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

7 基準期日

この旅行条件は、2010年1月10日現在を基準としております。